

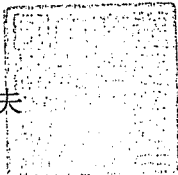


国海安第138号の2  
平成22年3月8日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 斎藤 弘 殿

国土交通省海事局安全基準課長

久保田 秀夫



船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示の一部改正について

標記について、下記告示が平成22年3月1日付けで公布されましたので、よろしくお  
取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示の一部を改正する告示（平成2  
2年国土交通省告示第123号）



# 船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示 の一部改正について

平成22年3月  
安全基準課

## 1. 経緯

船舶安全法（昭和8年法律第11号）第4条の規定により、船舶には、その航行する水域に応じて必要な無線電信等を施設しなければならないこととなっており、当該無線電信等に係る水域は、船舶安全法施行規則（昭和39年運輸省令第41号）第1条第10項から第13項において、各々A1水域からA4水域として定義され、具体的な水域は告示で定められている。

今般、海上保安庁より、MF無線電話等の通信業務を行っている名瀬送受信所の受信機能を電波環境の良好な地点に移転し、これにより、別添のとおり現在定めているA2水域の一部が広がる旨の連絡があった。

このため、A2水域を定めている「船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示（平成4年運輸省告示第49号）」の改正を行うこととする。

## 2. 改正告示の概要

船舶安全法施行規則第1条第11項の水域を定める告示第20号にかかる水域について、その中心とする地点を変更すると共に、当該水域の半径を100海里から150海里に拡大する。

## 3. 改正告示の公布・施行日

公 布：平成22年3月1日（海上保安庁告示と同日）

施 行：平成22年3月31日（海上保安庁告示と同日）

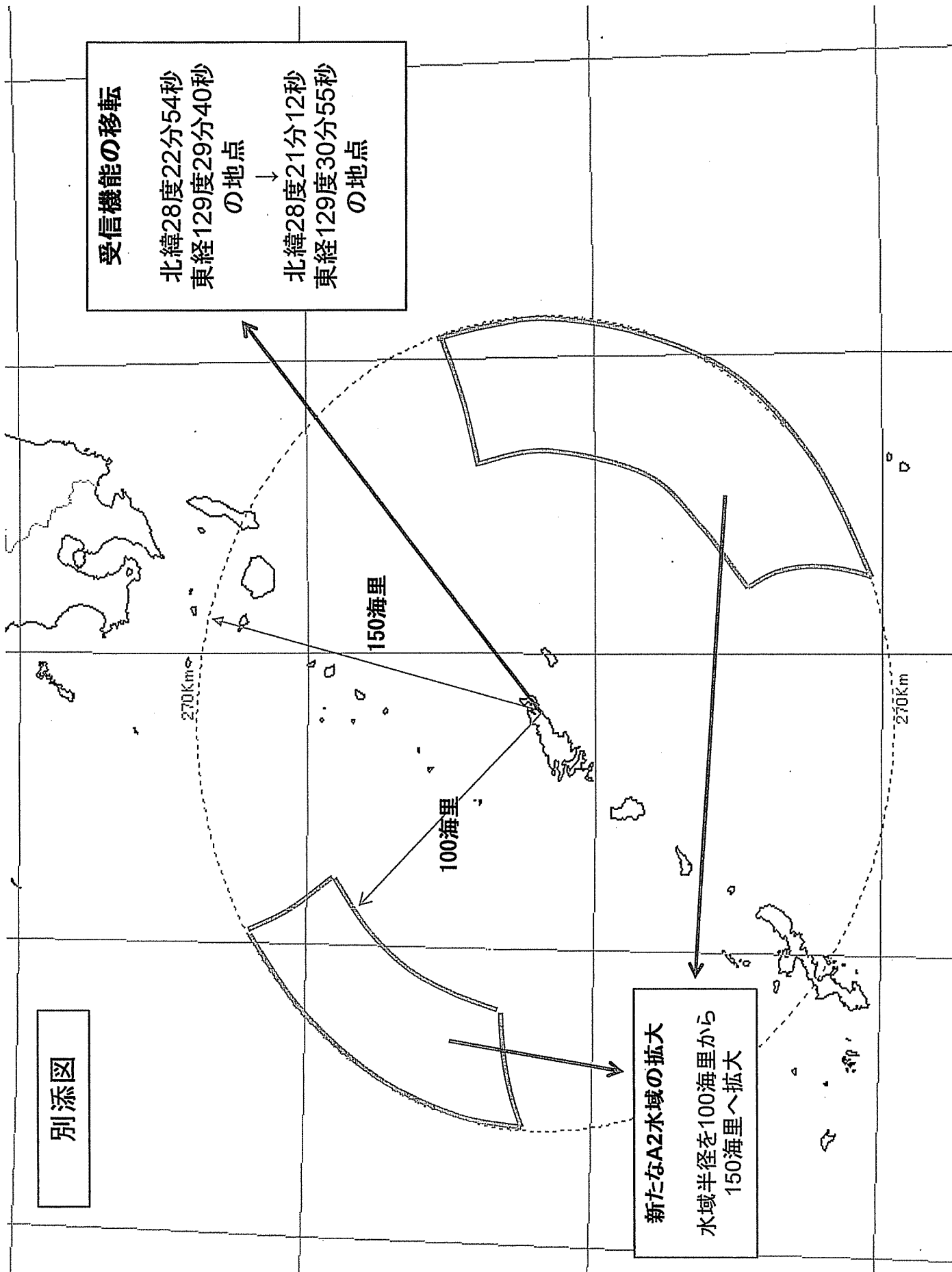
別添図

受信機能の移転

北緯28度22分54秒  
東経129度29分40秒  
の地点



北緯28度21分12秒  
東経129度30分55秒  
の地点



新たなA2水域の拡大

水域半径を100海里から  
150海里へ拡大